倉敷市母子福祉団体に準ずる者認定要領

本要領は、本市における「母子福祉団体に準ずる者」の認定にあたり、その手順を定めたものである。

1 目 的

平成23年12月に地方自治法施行令(以下「令」という。)が改正され、随意契約の方法により契約を締結できる者の範囲の拡大がなされた。これは、近年、法令に基づく障害者施設、シルバー人材センター及び母子福祉団体以外にもNPO法人などそれぞれの活動に類似した活動がなされている団体もあることから、そういった団体へも随意契約の門戸を広げることにより、より一層の就労機会の確保を図ることを目的としている。

令167条の2第1項第3号に規定されている団体等(次のとおり)と,実態として同様に就労機会の確保等の活動・事業を行っている者を随意契約の新たな対象とし、その認定手続きが定められたものである。

- (1) 障がい者関係
 - 障がい者支援施設,地域活動支援センター,障がい福祉サービスを行う施設,小規模作業所
- (2) 高齢者関係 シルバー人材センター連合,シルバー人材センター
- (3)母子関係 母子福祉団体

2 認定方法

認定方法については、地方自治法施行規則第12条の2の3に、次のように 規定された。

- (1) 市長は、認定をしようとするときは、あらかじめ、認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。
- (2) 市長は、基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- (3) 市長は、基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 認定基準

「母子福祉団体に準ずる者」として認定する基準は、次の要件のいずれも該 当するものとする。

- (1)配偶者のない女子であって民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的として活動している団体であって、団体の役員の過半数が配偶者のない女子であるもの。
- (2) 団体の主たる活動・事業として、母子及び寡婦の就労機会の確保等を 行っていること。

4 認定手続き

母子福祉団体に準ずる者としての認定を希望する者は,「認定申請書(様式第 1号)」を市長に提出する。

市長は、申請書の提出があったときは審査を行い、認定基準を満たすときは、 母子福祉団体に準ずる者として認定し、申請者に「母子福祉団体に準ずる者の認 定書(様式第2号)」を交付し、認定基準を満たさないときは、「不認定決定通知 書(様式第3号)」を交付する。

市長は、認定の審査に当たっては、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定により、学識経験者2名以上の意見を聴く。(実際の運用にあたっては、 倉敷市子ども・子育て支援審議会において意見を聴くこととする。)

5 認定取消し

市長は、母子福祉団体に準ずる者としての基準を満たさないことが明らかになったときは、「認定取消し決定通知書(様式第4号)」により、認定取消しを行うことができる。

6 委 任

この要領に定めるもののほか、母子福祉団体に準ずる者の認定に当たり必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。